

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（業務勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	103,762	4,032	103,762	4,032	延滞金債権 4,032
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	843	47	35,409	3,963	36,252	4,011	延滞金債権 4,011
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

平成30年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（業務勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	93,202	3,565	93,202	3,565	延滞金債権 3,565
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	1,371	163	50,516	5,165	51,887	5,329	延滞金債権 5,329
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管
年金特別会計（業務勘定）

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	105,297	4,346	105,297	4,346	延滞金債権 4,345 利息債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	1,228	133	34,196	3,078	35,424	3,211	延滞金債権 3,211
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	